山口県規則第三号

保安林予定森林

(岩国市)

漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意

(森林整備課) …………………………………………………………

(水産振興課)

県営小祖生畑地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

(農村整備課)

口

Щ

正する規則をここに公布する。

令和五年三月七日

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改

〇告示

報

○規則

目

次

3月7日 (火曜日)

年

別表第一第二号ホ中「皮膚かいよう」を「皮膚潰瘍」に改め、同表第三号ハ中「チエ

ブッシュクリーナー、

「 四 ー ア

令和 5

ンソー、ブツシユクリーナー、さく岩機」を「チェンソー、

ミノジフェニル」に、 系しゆよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同号ハ中「四―アミノジフエニル」を 瘍」に改め、同号チ中「中皮しゆ」を「中皮腫」に改め、同号ヌ中「肝血管肉しゆ」を トロジフエニル」を「四―ニトロジフェニル」に、「尿路系しゆよう」を「尿路系腫 機」に改め、同表第四号ハ中「うるし」を「漆」に改め、同表第七号イ及びロ中「尿路 「肝血管肉腫」に改め、同号タ中「ヨ」を「タ」に改め、同号タを同号レとし、同号ヨ 「尿路系しゆよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同号ニ中「四―ニ

のように加える。 三・三―ジクロロ―四・四 同号中カをヨとし、ルからワまでをヲからカまでとし、ヌの次に次 ―ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従

ゆ又は非ホジキンリンパしゆ」を「骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキン

「ピッチ、アスフアルト又はパラフイン」を「ピッチ、アスファルト又はパラフィ

同号カ中「骨肉しゆ、

甲状せんがん、多発性骨髄し

リンパ腫」に改め、

ン」に改め、

同号ヨを同号タとし、

事したため生じた尿路系腫瘍

附 則

災害補償等に関する条例施行規則の規定は、令和五年一月十八日から適用する この規則は、 公布の日から施行し、 改正後の県議会の議員その他非常勤の職員の公務

山口県告示第七十八号

おり実施する。 成五年政令第三百二十九号)第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のと 計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、計量法施行令(平

令和五年三月七日

山口県知事

村 圌 嗣

政

検査の期 H 場所等

区域

防府市

日

令和五、

四、

(昭和四十

三年山口県規則第七号)の一部を次のように改正する。

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則

を改正する規則 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部

山

口県知事

村 岡

嗣

政

第十八条第三号中「リハビリテーション」を「リハビリテーション」に改める。

で午後一時から午後三時まで午前一〇時から正午まで及 防府市佐波公民館

所

令和5年3月	月7日 火曜日		Щ	П		県	幸	R	(定期])		第 388	5 号	
二 一 期 検 区 査 の	四 三 所在提	する。	"	"	"	"	"	"	" "	"	"	"	. ,,	, 1,
の期日、場 大島郡	一般社団法人山口治定定期検査機関が正場所における	年四	"	"	"	"	"	"	" "	"	"	"	. "	. "
場節日所等	「 人山口県 で 大力日か で 大力日か	月二十四	=	. "	_) "	力	"	一 ″	一 七	"	— <u>Д</u>	- // -	· — Ξ
時	口県計量協会 関の名称 日から同年六月三十日まで	日から同年六月三十	○分まで ○分まで の分まで ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	午後一時から午後三時三〇	午前九時三○分まで	午後一時から午後三時三○	分まで 一○時から午前	分まで午後三時三○日の分まで	午前一〇時から午前一一時時三〇分まで	三○分まで三○分まで	分まで午後三時三○	三〇分まで三〇分まで	一方一の身かの子方一一身時まで は一郎三〇分から午後三	午前一○時から正午まで
間		日までは、	三ま 時で 三及	時三〇	前	時三〇	一時	時三〇	一	一時	時三〇	時	· 针 · 後 手	まで
場		、山口県計量検定所におい	防府市公会堂	防府市中関公民館	西部営農センター山口県農業協同組合	L I	防府市右田公民館	防府市公設青果物地方卸売市場	防府市向島公民館	防府市華浦学習等供用会館	防府市牟礼公民館	海支所出口県農業協同組合品	方子丁 マニ 三手一 二 下子丁 マニ 三手丁 マニ 三手丁 コーニー	、予な記言宮市福祉セン
所		おいて実施			防府とくぢ	用会館		方卸売市場	<i>9</i> 1	用会館		ふれの富		タ
一 二 一 一 一 一	四 指定定 所在場	する。	"	"	"	11 11	"	"	"	"	"	"	"	令和五、
期 岩	一般社団法人山口指定定期検査機関が正場所における	年五	"	"	"	" "	"	"	"	"	"	"	"	五、
場 六 日 所 等	一般社団法人山口県計指定定期検査機関の名将元年七月三日から所在場所における定期		"	一 七	六	″ — ∄	. "	<u>-</u>	 	"	"	$\overline{\bigcirc}$	"	九
午前一一時から正午まで時	一般社団法人山口県計量協会指定定期検査機関の名称の名称工年七月三日から同月二十八日まで所在場所における定期検査の期間	から同年七月三十一日までは、	ま後で時	○前 分 分一 ま	び午後一時から午後二時三午前一一時から正午まで及	時三〇分まで午後一時三〇分まで	から	分まで 一一時から午前一一時	り午後二時三	午後二時から午後三時まで	分まで午後一時三○	三〇分まで	時三○分まで午後一時三○分から午後二	午前一一時三○分から正午
岩国市平田供用会館所		山口県計量検定所において実施	ター周防大島町農業者健康管理セン	周防大島町役場椋野出張所	周防大島町大島文化センター	蒲野農村環境改善センター	出張	連会館 大島町大字	たちば	周防大島町役場日良居庁舎居防大島町商工会東和支別	司方に計り第二条乗りて行五八の六二 五八の六二 大島郡周防大島町大字西方一九	周防大島町東和総合センター	周防大島町役場油田出張所	周防大島町役場和田出張所

所

Ŀ	令和	15年3月7日 火曜日			山	Щ П				県					(定期)	第							
	期	一一検査の	一区域			四指定	三	施する。	令和五、 令和五、 の が を の の の の の の の の の の の の の の の の の	一区域		一般	四指定		三所在場	する。	令和不	"	"	"	"	"	"
		の期日、	光市		般社団法人	指定定期検査機関令和五年八月三日	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	する。	七、期日、	玖珂郡		一般社园污火山	一段壮団长人口コ県十畳指定定期検査機関の名称	五年七月	所在場所における定期検査		令和五年七月十	"	"	"	"	"	"
	日	場所等			山口県計	機関の名称三日から同	ける定期		二日場所等	郡		口口男	は関のタ	三日から	ける定期		日	0	"	七	"	六	"
	時				口県計量協会	指定定期検査機関の名称の和五年八月三日から同月三十一日まで	対検査の期間	日から同年九月二十九日までは、分まで	午後一時から午後二時三〇時				一番がない		粉検査の期間		から同年九月二十九日までは、	三時まで まで及び午後一時から午後 午前一〇時三〇分から正午	午後一時から午後二時まで	一一時三○分まで午前一○時三○分から午前	午後一時から午後三時まで	三○分まで午前一一時から午前	分まで午後二時三〇
	間							九日まで	二時三(八日までは	から午後	公一時まで	から午草	三時まる	_	
	場							では、山口県計量検定所において実	〇 和木町体育センター 所								は、山口県計量検定所において実施		絡所が柳井市役所平郡出張所西平郡連	即 柳井市役所平郡出張所	で アクティブやない	時柳井市役所阿月出張所	〇 柳井市役所伊保庄出張所
"	"	"		"	"	"	"	令 和 斯 五、	杏 丗		一般社団	四 指定党		三折生品がする	施ける。	<i>"</i>		11 11	"	"		"	令 和 五、
"	"	"		"	"	"	"	九、	五の期日、場際毛郡		法人	指定定期検査機関の名称	一年十月	所在昜昕における定期倹査する	片:à。 令和五年八月二十五	. "		" "	"	"		"	八、
七	"	ナ	Š.	"	五	"	"	四日			八山口県計	機関の夕	十月二日から同年	ける定组	二 十 五		Ī	<u></u>	Ξ	. "		八	七
午前一一時から正午まで	時三〇分まで年後一時三〇分から午後二	午前一一時から正午まて	÷	午後一時から午後三時まで	一一時三○分まで午前一○時三○分から午前	分まで午後三時三〇年後一時から午後三時三〇	三〇分まで	三〇分まで午前一〇時から午前一〇時			県計量協会		+ (の検査の期間	日から同年十月三十一日までは		三時まで	まで及び午後一時から午後午前一○時三○分から正午午後一時から午後三時まで	一一時三〇分まで	f 後 · 一) 時	一、民三〇分まで	ーー寺三)♪そこから午前−○時三○分から午前	
上関町役場祝島支所	上関町保健センター	上関町総合文代センター	ター	平生まち・むら地域交流セン	佐賀地域交流センター	田布施町西田布施公民館	田布施町麻郷公民館	田布施町城南公民館所							は、山口県計量検定所において実	1714十七克***(1.1.6)4		ター 光市立浅江コミュニティセンナイスケアまほろば	ター 光市立居防コミュニティセン	立三島コミュニティセ		光市立塩田コミュニティセン	ター 光市立室積コミュニティセン

<u></u>	3和5年	和 5 年 3 月 7 日 火曜日					Щ	П			県	県 報				(定	期)	第 385 号							
	四		Ξ	施			"	"	11		"	1	·	"	"	É	ĵ	=	_		四		三	る。	
	一般社	令和五.	所在場所に	施する。	令和五.											名 利 丑	I 期	査の	区域	一般社	指定定	分和五.	所在場所に	0	令和五.
	一般社団法人山口指定定期検査機関	令和五年十月二日	所にお		令和五年九月二十五		"	"	"		"	4		"	"	J	Ļ	期日、	下松市	般社団法人	指定定期検査機関	年七月	所におけ		年九月
	山口県の		おける定期検査		二十五		<u></u>	"	"		<u>-</u>	_		"	九	3	i. E	場所等	市	山口県	機関の	三日か	ける定期検		八日か
	口県計量協会	から同年十二月二十二日まで	期検査		日から同	でび午後一	午時ま	午後	分 年 後 で		午前時	ま行で	F でで	び午前後一	三〇分まで	でび行	i 行			口県計量協会	の名称	令和五年七月三日から同月二十八日まで	査		五年九月八日から同年十一月三十日までは、
	会	十二月	の期間		年十	俊一時か	一〇時か	一時三〇	時	\equiv	一 ○ 時 ⁻	まで及び午後一時	- 1 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5 - 5	守時	い。時	後 一 時 時) E	F		会		十八口	の期間		十一月
		十二			一月三十	から午後	から正生)分から	から午後一	分まで	二〇分か	仮二 時か		から正生	から午前	から年後	2					口まで			二十旦ま
		まで			一月三十日までは、	時から午後三時ま	-まで及	午後二時三〇分から午後三	時三〇		から午前	時から午後		から午後三時まから正午まで及	一〇時	から午後三時ま	ミ 間	Ī							ょでは、
					は、山							٦	5												山口坦
					口県計		松市役所	市役所	下松市深浦公民館		市役所	石名月	艺艺	下松市末武公民館	下松市役所米川	一粒冒衫房	写艺行	i Î							小計量検
					口県計量検定所において実			下松市役所久保出張所	公民館		下松市役所笠戸島出張所	枪百名房才同台引房	艺句出	公民館	米川出		•								山口県計量検定所において実施す
					所にお			張所			出張所	引月	長斤		出張所										おいて
					いて実												序	Î							実施す
	<i>"</i>		"		//	<i>"</i>	<i>"</i>			"	"	"					"	"		<i>"</i>				=	
″	″		″		′/	″	″		,	″	″	″	″	″	″		″	″	″	″		令和五、	期	検査の	区域
"	"		"		"	"	"		"	"	"	"	"	"	"	,	"	"	"	"		$\stackrel{\smile}{\circ}$		の期日、	周南市
$\frac{}{\circ}$	一 九		八		"	"	一 七		"	"	六	"	三	"	=		_	"	"	$\overline{\bigcirc}$		六	日	場所等	市
"	三ま午時で前	でで	び午 午前	時ま	午後	午前	〇午	時生	干 欠 ま	午後	一午一前	午後	一午一前	時年ま後	- ま午 を で前	テーでひ	午前	分午 ま後	分午 ま後	三午〇前	でひ 午	午前	_,		
	三時まで 年前一〇時三〇分から正午	1 - F	び午後一時から干後三時ま午前一〇時から正午まで及	時までしている。	一時三(一時	○時三○分まで	時まで	二寺二:	午後一時から午後	時三○分まで □○時三○分から午前	一時か	一一時三○分まで午前一○時三○分から午前	時まで、一年の一日の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本		三 前一 一 時三) 分 いっここで 一 時 一 時 三) 分 いっここ	一〇時,	分まで午後二時三〇年後二時三〇	分まで午後一時三〇	分まで	で午後一時から午後三時ま	一○時,	時		
	後二 一 時分	7 1 2	から正常	()分か	時から正午まで	までかれ	(2	う か	り午後	分まで	り午後]	分まで	し分かれ) 二 : : :	こうティ	から正	ら午後1	ら午後	から午前	から午の	から正			
	から正常	1	发三時に	<u>.</u> 1	ら午後	十まで		1 1 1	つ 干 差	一時三〇	から午ず	二時ま	から午	5年後	明三〇分から正午	後三時,	仕まで	一時三	一時三	削一一	後三時	仕まで	間		
	周	,	周			セ周	一					で周南	タ周							周	Ŧ	周			
周南市コアプラザか	南市櫛		南市陸	1	南市湯野	南市富田	南市道の	- - - -	哥南节中頂支近	周南市須金支所	南市須	南市ゆめ	南市鶴	佟		11 元	周南市学び	周南市粭島市民セ	周南市鼓南支所	南市久米支所		南市徳山保健センタ	場		
ノプラボ	櫛浜支所		陸上競技場	ĵ	市湯野支昕	田東地区	道の駅ソー	2 1 1	支近	玉支所	《万市园	めプラボ	いこい	支所	月島る	= = = = = = = = = = = = = = = = = = =	•	局市民と	支所	木 支所		川保健と			
かの			坜			コ	レーネ周				周南市須々万市民センタ	プラザ熊毛	の里交流				交流プラザ	センター				センター			
						ミュニティ	南				アー別館		流セン		セン タ 1	7	·)	1				'	所		

- 二四 \equiv で午後一時から午後三時まで年前一〇時から正午まで及 午前一○時三○分から正午 周南市陸上競技場

施する。 令和五年十月二十七日から同年十二月十八日までは、 山口県計量検定所において実

几

山口県告示第七十九号

口

安林を次のように指定する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、 保

令和五年三月七日

山

山口県知事 村 岡 嗣 政

保安林予定森林の所在場所

二 指定の目的 田原一一二七四、字平原一一三〇六の一から一一三〇六の三まで、一一三四八 五六、一一二七九、一一二八三、一四二九一の一から一四二九一の三まで、字中別当 二九三の一、一一二九三の四、一一二九四の七、一一二九四の八、 | 二八九の一一、一一二九一の二、一一二九一の九、一一二九二、一一二九三、一一 一一八八、一一二七一の四、一一二八四の八、一一二八四の一四、一一二八八、一 岩国市周東町祖生字円楽寺二八四三、二八四八から二八五二まで、二八五五、二八 一一二九六、字神

土砂の流出の防備

 (\longrightarrow) 指定施業要件 立木の伐採の方法

所在場所における定期検査の期間 指定定期検査機関の名称 令和五年十月二日から同年十二月二十二日まで 般社団法人山口県計量協会 五五 で午後一時から午後三時まび午後一時から正午まで及 時まで午後一時三○分から午後三 周南市徳山保健センター 周南市菊川支所 周南市和田支所 周南市新南陽球場

> 伐期齢以上のものとする。 田原一一二七四(以上五筆について次の図に示す部分に限る。 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 次の森林については、主伐は、択伐による。 岩国市周東町祖生字円楽寺二八四三・二八四八・二八五六・一一二七九・字神

3 2 1

主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする

立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。 (「次の図」及び「次のとおり」は、 省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水

山口県告示第八十号

があったと認めた。 る届出を審査した結果、 漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第百十二条の二第二項の規定によ 次の加入区について、 同法第百十二条第一項の規定による同意

令和五年三月七日

山口県知事 村 岡 嗣

政

田布施加入区



(三四) 県営小祖生畑地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。 小祖生畑地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号)第八十七条第一項の規定により、 同条

令和五年三月七日

山口県知事 村 岡 嗣 政

縦覧に供する書類

県営小祖生畑地区農村地域防災減災事業計画書の写し

Щ

報

山口県農林水産部農村整備課 一 縦覧の場所 一 縦覧の場所

令和五年三月七日発行令和五年三月七日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県原